

埼玉県携帯電話等エリア整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、携帯電話等エリア整備事業（以下「整備事業」という。）に要する経費の一部補助を行うことにより電気通信格差の是正を図るため、整備事業を実施する市町村に対し、予算の範囲内において携帯電話等エリア整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「整備事業」とは、携帯電話等の無線通信を利用することが困難な地域（既に特定の無線通信事業者による無線通信サービスが提供されている場合にあつて、その他の無線通信事業者による無線通信サービスが提供されていない地域を含む。）の解消を図るための施設や設備の設置の事業及び電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難な地域において、既存の無線通信よりも高度な電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる携帯電話等の無線通信（以下「高度化無線通信」という。）を行うための施設及び設備の設置の事業であつて、過疎地（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域及び同法第32条の規定に基づき、読み替えて適用される同法第2条第1項に規定する過疎地域及び同法第33条の規定に基づき過疎地域とみなして同法の適用を受ける地域をいう。）、辺地（辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地をいう。）又は山村（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき、振興山村として指定された地域をいう。）、特定農山村（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき特定農山村として指定された地域をいう。）において行うものをいう。

2 この要綱において、「基地局整備事業」とは、国の無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第3条第2号ア①に掲げる、携帯電話等の無線通信を利用することが困難な状態の解消を図るため、当該無線通信の業務の用に供する無線局の無線通信用施設及び設備を設置する事業及び同②に掲げる、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難な地域において、高度化無線通信を行うため、当該高度化無線通信に必要な無線通信用施設及び設備を設置する事業をいう。

3 この要綱において、「伝送路整備事業」とは、国の無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第3条第2号ア①に掲げる、無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業又は他の電気通信事業者の電気通信役務若しくは他人の所有する光ファイバ等を利用して、当該無線局の開設に必要な伝送用専用線を整備する事業及び同②に掲げる、高度化無線通信の業務の用に供する無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業又は他の電気通信事業者の電気通信役務若しくは他人の所有する光ファイバ等を利用して、高度化無線通信の業務の用に供する無線局の開設に必要な伝送用専用線を整備する事業をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業、経費は別表のとおりとする。

(補助率、補助限度額)

第4条 補助率及び補助限度額は、次のとおりとする。

補助率は、前条の経費の10分の7以内とする。ただし、無線通信事業者が複数社参画し事業を実施する場合にあっては、5分の4以内とする。

(申請書の様式等)

第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の知事の定める期日は、毎会計年度定め、補助金の交付の申請をしようとするものに対して通知するものとし、申請書の提出部数は2部とする。

(記載事項)

第6条 規則第4条第2項第5号に規定する知事の定める事項は次のとおりとする。

- (1) 地域調書
- (2) 市町村の当該事業に関する規程又は要綱
- (3) 工事概要書
- (4) 整備事業に要する経費の見積書
- (5) 無線通信を行う電気通信事業者が、整備事業によって整備される施設を利用することを確認できるもの
- (6) 伝送路整備事業のみを活用する場合にあっては、無線通信事業者が、当該事業を活用することを確認できるもの

2 規則第4条第2項第1号及び第2号に係る書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条第1項ただし書きの知事の定める期間は、規則第7条の通知を受けた日から7日以内とし、様式第3号による交付申請取下げ届出書を知事に提出しなければならない。

(補助事業の内容変更等)

第9条 補助金の交付決定通知を受けた市町村(以下「補助事業者」という。)は、当該補助金の交付の対象となった事業(以下「補助事業」という。)の内容又は補助事業に要する経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ様式第4号による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、別表に掲げる経費の配分の変更であって、それぞれの配分額のいずれか低い額の20%以内のものについては、この限りではない。

(補助事業の中止等)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその理由を記載した様式第5号による中止(廃止)承認申請書により知事の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難になったときは、速やかに様式第6号による事故報告書により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支状況について知事の要求があったときは、速やかに様式第7号による状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告書の様式)

第12条 規則第13条の報告書の様式は、様式第8号のとおりとする。

(実績報告の添付書類)

第13条 規則第13条の報告書には、以下の書類を添付しなければならない。

(1) 施設整備工事代金等の請求書又は領収書の写し

(2) 当該施設等の完成写真

(実績報告書の提出時期等)

第14条 規則第13条の報告書の提出時期は、補助事業等の完了（補助事業等の廃止の場合を含む。）した日から起算して20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

(補助金の額の確定の通知)

第15条 規則第14条の補助金の額の確定通知は、様式第9号により行うものとする。

(支払)

第16条 補助金は、規則第14条の規定により交付すべき額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認める場合には、補助金の交付決定の後に概算払いをすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第10号による補助金精算（概算）払請求書を知事に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第17条 補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を納付させることがある。

2 補助事業者は、取得財産等については事業完了後においても善良なる管理者の注意を持って管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効

率的な運営を図らなければならない。

3 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、事業完了（当該財産の取得）後30年とする。

（書類の整備等）

第18条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

（電子情報処理組織による申請等）

第19条の1 補助事業者は、第5条第1項及び第6条第1項の規定に基づく交付の申請、第8条の規定に基づく申請の取下げ、第9条及び第10条第1項の規定に基づく変更等の申請、第10条第2項の規定に基づく事故の報告、第11条の規定に基づく状況報告、第12条及び第13条の規定に基づく実績報告、第16条第1項及び第2項の規定に基づく支払請求については、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

2 前項の規定により行われる交付の申請において、第5条第2項中「申請書の提出部数は2部とする」とあるのは、「1部」と読み替えるものとする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第19条の2 知事は、前条第1項の規定により行われた交付申請等に係る第7条に基づく通知、第15条に基づく通知については、補助事業者が電子情報処理組織を使用する方法による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合には、当該方法により通知等を行うことができる。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年10月15日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年3月27日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年7月30日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

別 表

補助対象事業	補助対象経費		内 容
携帯電話等エリア 整備事業	無線通 信事業 者が 整備 する 事業 (事業 者独 自事 業) に係 る経 費を 除く	(1) 施設・設備費	ア 無線通信に必要な次の施設・設備の設置 に要する経費 (ア) 鉄塔 (イ) 局舎 (ウ) 外構施設 (エ) 受電設備 (電力引込み送電線を含む。) (オ) 送受信アンテナ (カ) 送受信機 (予備送受信機を含む。) (キ) 伝送用専用線 (ク) ケーブル (ケ) 中継増幅装置 (コ) 電源設備 (予備電源設備を含む。) (サ) 警報装置 (シ) 監視装置 (ス) 制御装置 (セ) 測定器 イ アに掲げるもののほか、附帯施設 (知事 が別に定める施設・設備) の設置に要する 経費 ウ 附帯工事費
		(2) 用地取得 費・道路費 ※ただし、伝送 路整備事業 のみを活用 する場合は 除く。	ア 前号の施設・設備を設置するために必要 な用地及び道路の整備に要する経費 (土地 造成費を含む。) イ 附帯工事費

番 号
年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

市町村長 _____

住所 _____

年度携帯電話等エリア整備事業補助金交付申請書

年度携帯電話等エリア整備事業補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年規則第15号）第4条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の目的

2 交付を受けようとする補助金の額 金 千円

3 補助事業の概要

別紙1

4 添付資料

(1) 地域調書

別紙2

(2) 市町村の当該事業に関する規程又は要綱等

(3) 工事概要書

別紙3

(4) 整備事業に要する経費の見積書

(5) 無線通信を行う電気通信事業者が、整備事業によって整備される施設を利用することを確認できるもの

(6) 伝送路整備事業のみを活用する場合にあっては、無線通信事業者が、当該事業を活用することを確認できるもの

別紙 1 (様式第 1 号関係)

補助事業の概要

市町村名 (地区名)			
代表者氏名			
施設の設置場所			
着工予定日	年	月	日
完了予定日	年	月	日

利用予定サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア	
		市町村名 (地区名)	エリア内世帯数及 び人口
事業の目的 事業の概要			

(千円)

県補助金申請額 (① × 補助率)		事業費 ①
経 費 区 分	施設・設備費	
	用地取得費・道路費	
合 計		

※ 伝送路整備事業のみを活用する場合は、「用地取得費・道路費」の欄は斜線とすること

別紙 2 (様式第 1 号関係)

地 域 調 書

(概 要)

市町村名(地区名)		地域	過疎地	辺地
事業実施エリア	(全域・一部)	区分	山村	特定農山村
市町村人口		事業実施エリア内人口		
市町村世帯数		事業実施エリア内世帯数		
高齢者比率	％ (市町村人口に占める65歳以上人口の割合、小数点第2位を四捨五入)			
既存サービス提供通信事業者				
市町村内観光地及び入込客数				
エリア内交通量	(国道・県道等の交通量)			
通信事業者との交渉の有無及び結果	有・無	状況	交渉時期 相手方 結果	
不感による具体的な問題点				
不感情況改善のメリット				
総合振興計画等への記載	(計画名)	(計画期間)		
	(内容)			
特記事項 (市町村における産業構造、生活態様等特徴的な事項)	(全体)			
	(対象エリア)			

別紙 3 (様式第 1 号関係)

工 事 概 要 書

事業を行う者の名称

代表者氏名

- | | | | | | |
|---|------------------------------|-----|---|----------------|--|
| 1 | 設置場所 | 埼玉県 | 郡 | 町・村 | 番地 |
| 2 | 建設用地 | | | | |
| | (1) 敷地面積 | | . | m ² | |
| | (2) 海拔高 | | | m | |
| | (3) 敷地の所有関係 | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 購入 | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 借地 | | | | 県、市町村有地、その他（具体的に）の別
主な借地条件（借地料、借地期間等） |
| | <input type="checkbox"/> 既所有 | | | | 主な借地条件（借地料、借地期間等） |
| | (4) 用地周辺の状況 | | | | 平地、山地の別
取付道路の必要の有無（必要であればその長さ）等 |
| | (5) 開発規制の状況 | | | | 地目
開発規制指定解除の必要の有無 |
| 3 | 施設の内容 | | | | |
| | (1) 建物の構造等 | | | 造 | 階建 |
| | (2) 建築面積 | | . | m ² | |
| | (3) 延べ床面積 | | . | m ² | |
| | (4) 鉄塔の構造等 | | | 型 | 高さ（地上高） m |
| | (5) ケーブルの長さ | | | m | |
| | (6) 中継増幅装置の数 | | | 台 | |

4 実施計画

(1) 着手（予定）年月日	年	月	日
(2) 用地取得（予定）年月日	年	月	日
(3) 着工（予定）年月日	年	月	日
(4) 完了（予定）年月日	年	月	日

5 利用見込み

利用予定 サービス名	利用予定 事業者名	サービスエリア		サービス開始 (予定)年月日
		市町村名 (地区名)	エリア内 世帯数	
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日

6 資金計画

(千円)

収 入		支 出	
財 源 内 訳		経費区分	(事業費)
補 助 金	交付(予定)額	施設・設備費	
事業を行う者の負担額	予 算 額	用地取得費・ 道路費	
借 入 金			
自己資金			
その他()			
小 計			
合 計		合 計	

※ 伝送路整備事業のみを活用する場合は、「用地取得費・道路費」の欄は斜線とすること

7 添付図面

(1) 用地付近の見取図

(2) 設計の概要図（配置図、各階平面図及び立面図の概略）（無線局の開設に必要な伝送専用線を設置する事業を除く。）

(3) 利用が見込まれる各事業のサービスエリア図

市町村長 様

埼玉県知事

年度携帯電話等エリア整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度携帯電話等エリア整備事業補助金については、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）第5条の規定により次のとおり決定したので、規則第7条の規定により下記のとおり通知する。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業の内容は、
申請書に記載されたとおりとする。
一部修正の上、別紙1のとおりとする。
- 2 補助金の交付決定額は、 金 千円とする。
- 3 内訳は次のとおりとする。

（千円）

経 費 区 分	交付決定額
施設・設備費	
用地取得費・道路費	
合 計	

※ 伝送路整備事業のみを活用する場合は、「用地取得費・道路費」の欄は斜線とすること

- 4 補助金の交付の条件は、別紙2のとおりとする。

別紙 1 (様式第 2 号関係)

補助事業の概要

市町村名(地区名)			
代表者氏名			
施設の設置場所			
着工予定日	年	月	日
完了予定日	年	月	日

利用予定サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア	
		市町村名 (地区名)	エリア内世帯数
事業の目的			
事業の概要			

(千円)

県補助金申請額 (① × 補助率)		事業費 ①
経 費 区 分	施設・設備費	
	用地取得費・道路費	
合 計		

※ 伝送路整備事業のみを活用する場合は、「用地取得費・道路費」の欄は斜線とすること

備考

--

別紙 2 (様式第 2 号関係)

- (1) 規則及び埼玉県携帯電話等エリア整備事業補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)に従わなければならない。
- (2) 補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、交付要綱第 9 条ただし書きに規定する経費の配分の変更についてはこの限りではない。
- (3) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業の遂行及び収支の状況について、知事から要求があった場合は、速やかに状況報告書を知事に提出しなければならない。
- (6) 補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から起算して 20 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、実績報告書を知事に提出しなければならない。
- (7) 補助事業が完了せずに県の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌年度の 4 月 20 日までに前号に準ずる報告書を知事に提出しなければならない。
- (8) 補助事業の経理については、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。
- (9) 補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産(以下「取得財産等」という。)のうち、取得価格が単価 50 万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を得なければならない。(知事が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。)
- (10) 取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (11) 取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意を持って管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

番 号
年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

市町村長

年度携帯電話等エリア整備事業補助金交付申請取下げ届出書
年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった 年度携
帯電話等エリア整備事業補助金については、同交付の決定内容又は交付の決
定に付された条件のうち、下記の事項について不服があるので、交付金等の
交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）第8条の規定に
より、 年度携帯電話等エリア整備事業補助金 千円の交付申請（ 年
月 日付け 第 号）を取り下げます。

記

不服のある交付の決定内容又は 交付の決定に付された条件	理 由

番 号
年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

市町村長 _____

年度携帯電話等エリア整備事業補助金の変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった年度携帯電話等エリア整備事業補助金の一部を変更する必要があるので、埼玉県携帯電話等エリア整備事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更事項及びその内容 (千円)

変更事項		変更前	変更後
内 容			
経 費 の 配 分	施設・設備費		
	用地取得費・道路費		
	合 計		

※ 伝送路整備事業のみを活用する場合は、「用地取得費・道路費」の欄は斜線とすること

2 変更を必要とする理由

3 変更が補助事業に及ぼす影響

番 号
年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

市町村長

年度携帯電話等エリア整備事業中止（廃止）承認申請書
年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった
年度携帯電話等エリア整備事業を中止（廃止）したいので、埼玉県携帯電話
等エリア整備事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり
申請します。

記

1 事業を中止（廃止）する理由

2 経費の支出額内訳

経費区分	既施工部分額	未施工部分額	合 計
施設・設備費			
用地取得費・道路費			
合 計			

※ 伝送路整備事業のみを活用する場合は、「用地取得費・道路費」の欄は
斜線とすること

3 事業再開の見通し（事業を中止する場合のみ）

(1) 中止期間 年 月 日 ～ 年 月 日

(2) 完了予定日 年 月 日

番 号
年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

市町村長

年度携帯電話等エリア整備事業事故報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった年度携帯電話等エリア整備事業補助金に係る補助事業について、下記の事故が発生したので、埼玉県携帯電話等エリア整備事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により報告します。

記

- 1 事故の内容及びその原因
- 2 整備事業の現在の進捗状況
- 3 現在までに要した経費
- 4 事故に対してとった措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

番 号
年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

市町村長 _____

年度携帯電話等エリア整備事業状況報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった年度携帯電話等エリア整備事業補助金に係る補助事業の実施状況について、埼玉県携帯電話等エリア整備事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助事業状況表

（千円）

経費区分	交付決定額 (A)	実績額 (B)	進捗率 (B/A) %	差 額 (A-B)	実績見込額
施設・設備費					
用地取得費 ・道路費					
合 計					

※ 伝送路整備事業のみを活用する場合は、「用地取得費・道路費」の欄は斜線とすること

番 号
年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

市町村長

年度携帯電話等エリア整備事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった年度携帯電話等エリア整備事業補助金に係る補助事業は、完了しましたので、埼玉県携帯電話等エリア整備事業補助金交付要綱第 1 2 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 整備事業の実施状況

市町村名(地区名)	
代表者氏名	
施設の設置場所	
工事施工業者名	
着工日	年 月 日
完了日	年 月 日

2 施設の利用見込み

利用予定 サービス名	利用予定 事業者名	サービスエリア		サービス開始 (予定)年月日
		市町村名 (地区名)	エリア内 世帯数	
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日

3 整備事業収支総括表

(円)

収		入	
補助金	交付決定年月	概算払年月日	精算払年月日
	交付決定額	概算払金額	精算払金額
市町村の負担額	予算額		実績額
借入金			
事業者等の負担金			
その他 (注1) ()			
小計			
合計			

支		出
経費区分	予算額	実績額 (支出額合計)
施設・設備費		
用地取得費・道路費		
合計		

(注1) 財源の内容を記入する。

※ 伝送路整備事業のみを活用する場合は、「用地取得費・道路費」の欄は斜線とすること

4 添付書類

- (1) 施設整備工事代金等の請求書又は同領収書の写し
- (2) 当該施設等の完成写真

番 号
年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事

年度携帯電話等エリア整備事業補助金の額の確定通知書

年 月 日付け 第 号で実績報告のあった 年度携帯電話等エリア整備事業補助金の額を、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年規則第15号）第14条の規定により、下記のとおり確定したので、同条の規定により通知する。

記

- 1 補助金の確定額は、金 千円とする。
- 2 内訳は次のとおりとする。

(千円)

経 費 区 分	交付確定額
施設・設備費	
用地取得費・道路費	
合 計	

※ 伝送路整備事業のみを活用する場合は、「用地取得費・道路費」の欄は斜線とすること

（宛先）

埼玉県知事

市町村長 _____

年度携帯電話等エリア整備事業補助金精算（概算）払請求書
 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった
 年度携帯電話等エリア整備事業補助金の精算払（概算払）を受けたいので、
 埼玉県携帯電話等エリア整備事業補助金交付要綱第16条第2項の規定に
 より、下記のとおり請求（返還）します。

記

1 請求（返還）金額 金 千円也

2 内訳

（精算払の場合） (千円)

経 費 区 分	交付決定額	確定額 ①	概算払受領額 ②	差引請求 (返 還) 額
施設・設備費				
用地取得費・道路費				
合 計				

（備考） 負の金額には△印を付すこと。

（概算払の場合） (千円)

経 費 区 分	交付決定額 ①	概算払請求額 ②	残 額 ①－②
施設・設備費			
用地取得費・道路費			
合 計			

※ ただし、伝送路整備事業のみを活用する場合は、「用地取得費・道路費」
 の欄は斜線とすること